



報道関係者 各位

令和4年11月10日

【照会先】

静岡労働局労働基準部監督課

監督課長 松本 政浩

主任監察監督官 森 正樹

(電話) 054-254-6352

労働基準監督署における監督指導結果 及び労働者からの申告状況（令和3年）

～ 監督指導を行った約7割の事業場で法令違反 ～

静岡労働局（局長 いしまるてつはる 石丸哲治）では、県下7労働基準監督署における令和3年1月から同年12月までの年間の監督指導状況及び労働者からの申告状況を取りまとめました。

1 監督指導実施状況（別添 表1、2参照）

(1) 実施事業場数 3,555 事業場

〈業種別〉	①製造業	953 事業場
	②建設業	1,306 事業場
	③商業	552 事業場

(2) うち違反事業場数 2,553 事業場（違反率 71.8%）

〈業種別〉	①製造業	798 事業場（違反率 83.7%）
	②建設業	729 事業場（違反率 55.8%）
	③商業	433 事業場（違反率 78.4%）

(3) 主要項目別違反数

〈項目別〉	①割増賃金	620 件（違反率 17.4%）
	②労働時間	589 件（違反率 16.6%）
	③安全基準	728 件（違反率 20.5%）
	④健康診断	228 件（違反率 6.4%）

2 労働者からの申告状況（別添 グラフ1、2、3参照）

申告受理件数 459 件（前年比 -104 件、-18.5%）

① 事項別内訳（事案により重複）

賃金不払	376 件（前年比 -64 件、-14.5%）
解雇	57 件（前年比 -54 件、-48.6%）
その他	131 件（前年比 -36 件、-21.6%）

② 主な業種別内訳（カッコ内は全体に占める割合）

商業	72 件（15.7%）
接客娯楽業	61 件（13.3%）
建設業	59 件（12.9%）
保健衛生業	59 件（12.9%）

③ 外国人労働者の申告状況

計	52件 (11.3%)
うち技能実習生	5件 (1.1%)

1 監督指導に関して

令和3年において、3,555事業場に対して監督指導（※1）を実施しました。

監督指導を実施したうち、71.8%の事業場で労働基準関係法令の違反（※2）が認められ、依然として高い水準にあります（令和2年度は、73.3%）。

静岡労働局では、引き続き、各種情報から違法な長時間労働や賃金不払残業などの労働基準関係法令違反が疑われる事業場、労働災害の増加傾向がある業種の事業場や労働災害の懸念がある事業場に対して適正に監督指導を実施し、法違反の是正を指導するほか、重大悪質な事案については書類送検を行うなど厳正に対処していきます。

なお、中小企業・小規模事業場に対しては、監督指導とは別に働き方改革に関して、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定、産業保健機能の強化などの法令の周知を訪問支援として実施しています。

※1 監督指導とは、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき定期的に又は労働災害発生等を契機として事業場に立入調査等を行い、問題が認められた場合にはその改善を勧告、指導、行政処分を行うものです。

※2 労働基準関係法令の違反には、以下のような例があります。

① 労働時間

- ・36協定を締結せず、または労働基準監督署に届出を行わずに、時間外労働を行わせているもの。
- ・36協定で定める上限を超えて時間外労働させているもの。

② 安全基準

- ・機械の歯車や動力伝達ベルトに、巻き込まれないためのカバー等を設置していないもの。
- ・足場に、つい落防止の手すりを設置していないもの。

③ 割増賃金

- ・時間外、休日、深夜労働時間を適正に把握しないで不払いが生じているもの。
- ・法定で定める手当を割増賃金の基礎となる額に算入しておらず、不足が生じているもの。

2 申告に関して

令和3年の申告（※3）受理件数は459件となり、前年と比べて104件減少（前年比18.5%減）しました。申告の内容別では、賃金不払が376件（前年比14.5%減）、解雇が57件（前年比48.6%減）、その他が131件（前年比21.6%減）となっています。

申告事項の「その他」には、労働時間に関するものや労働条件通知書の交付、労働安全衛生法に関するものが含まれます。

なお、外国人労働者による申告は、52件（11.3%）で、うち技能実習生にかかるものは5件（1.1%）でした。

※3 申告とは、労働者が労働基準関係法令の違反の是正を求め、これを端緒として労働基準監督官が事業場に立ち入り又は使用者の出頭を求めて違反の事実を確認し、違反が認められた場合に勧告をするなどにより是正を図らせるものです。

主な業種別の申告受理状況は多い順に、

- ① 商 業 : 72件（前年比16.3%減）
- ② 接客娯楽業 : 61件（前年比29.1%減）
- ③ 建設業 : 59件（前年比7.8%減）
- ④ 保健衛生業 : 59件（前年比37.2%増）
- ⑤ 運輸交通業 : 54件（前年比5.9%増）
- ⑥ 製造業 : 42件（前年比44.0%減）
- ⑦ 派遣業 : 39件（前年比42.6%減）

となっており、製造業、派遣業、接客娯楽業で著しく減少した一方、保健衛生業で著しい増加となりました。

申告が受理されますと、労働基準監督署の労働基準監督官が、申告内容の事実の確認を行い、労働基準法等の違反がある場合には、当該事業主に対して是正を指導します。賃金不払や解雇は、働く方の生活に重大な影響を与える問題であるため、申告を受理した際には優先的に処理し、早期の解決を図っていきます。

【表1】

主な業種の法違反の事業場数

(令和3年1月～令和3年12月)

静岡労働局

事業場数 業種	立入調査実施件数	主要事項別違反事業場数 (下段は違反率)										
		労働基準法等関係							労働安全衛生法関係			
		割増賃金	労働時間	年次有給休暇	労働条件明示	就業規則	賃金不払を含む	安全基準	定期自主検査	健康診断	ついで見聴取の医師の結果に	
全業種計	3,555	2,553	620	589	453	373	363	203	728	300	228	653
		71.8%	17.4%	16.6%	12.7%	10.5%	10.2%	5.7%	20.5%	8.4%	6.4%	18.4%
製造業	953	798	215	251	181	166	152	96	300	221	106	281
		83.7%	22.6%	26.3%	19.0%	17.4%	15.9%	10.1%	31.5%	23.2%	11.1%	29.5%
建設業	1,306	729	35	35	23	21	12	7	350	26	7	36
		55.8%	2.7%	2.7%	1.8%	1.6%	0.9%	0.5%	26.8%	2.0%	0.5%	2.8%
運輸交通業	128	111	29	70	21	27	22	16	20	19	6	46
		86.7%	22.7%	54.7%	16.4%	21.1%	17.2%	12.5%	15.6%	14.8%	4.7%	35.9%
商業	552	433	157	95	124	77	60	51	28	20	46	160
		78.4%	28.4%	17.2%	22.5%	13.9%	10.9%	9.2%	5.1%	3.6%	8.3%	29.0%
教育研究	60	48	27	13	10	7	6	5	0	0	11	25
		80.0%	45.0%	21.7%	16.7%	11.7%	10.0%	8.3%	0.0%	0.0%	18.3%	41.7%
保健衛生業	128	105	45	29	26	14	24	6	1	0	5	31
		82.0%	35.2%	22.7%	20.3%	10.9%	18.8%	4.7%	0.8%	0.0%	3.9%	24.2%
接客娯楽業	204	166	73	54	33	28	61	6	1	0	31	28
		81.4%	35.8%	26.5%	16.2%	13.7%	29.9%	2.9%	0.5%	0.0%	15.2%	13.7%
清掃・と畜	43	33	12	6	5	6	5	2	10	6	1	12
		76.7%	27.9%	14.0%	11.6%	14.0%	11.6%	4.7%	23.3%	14.0%	2.3%	27.9%

(主な業種の状況)

*「主な業種の状況」は、全業種を記載していないので、合計しても「全業種計」と一致しない。

*「違反事業場数」の違反項目全てを記載していないので、合計しても「違反事業場数」の合計と一致しない。

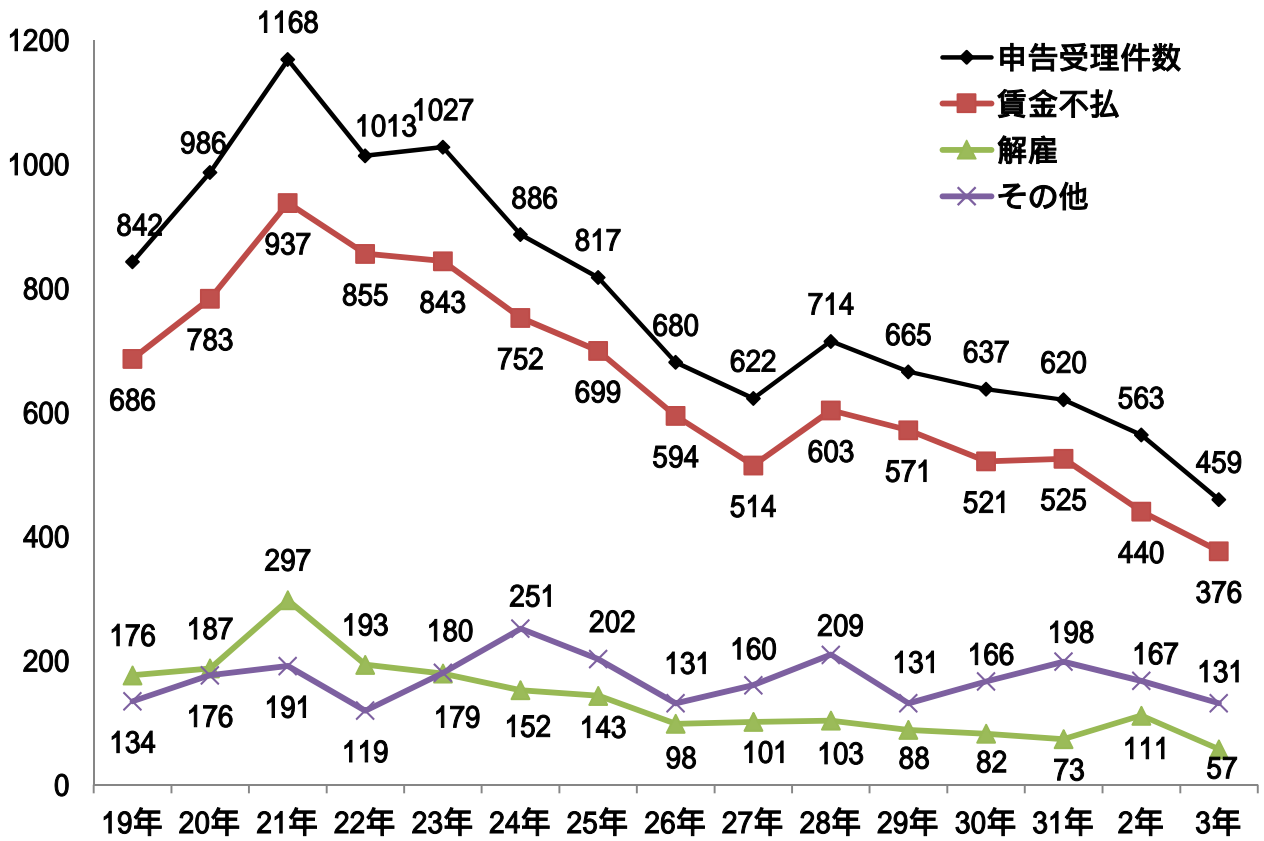
業種別法違反事項別の違反率割合(令和3年1月～令和3年12月)

静岡労働局

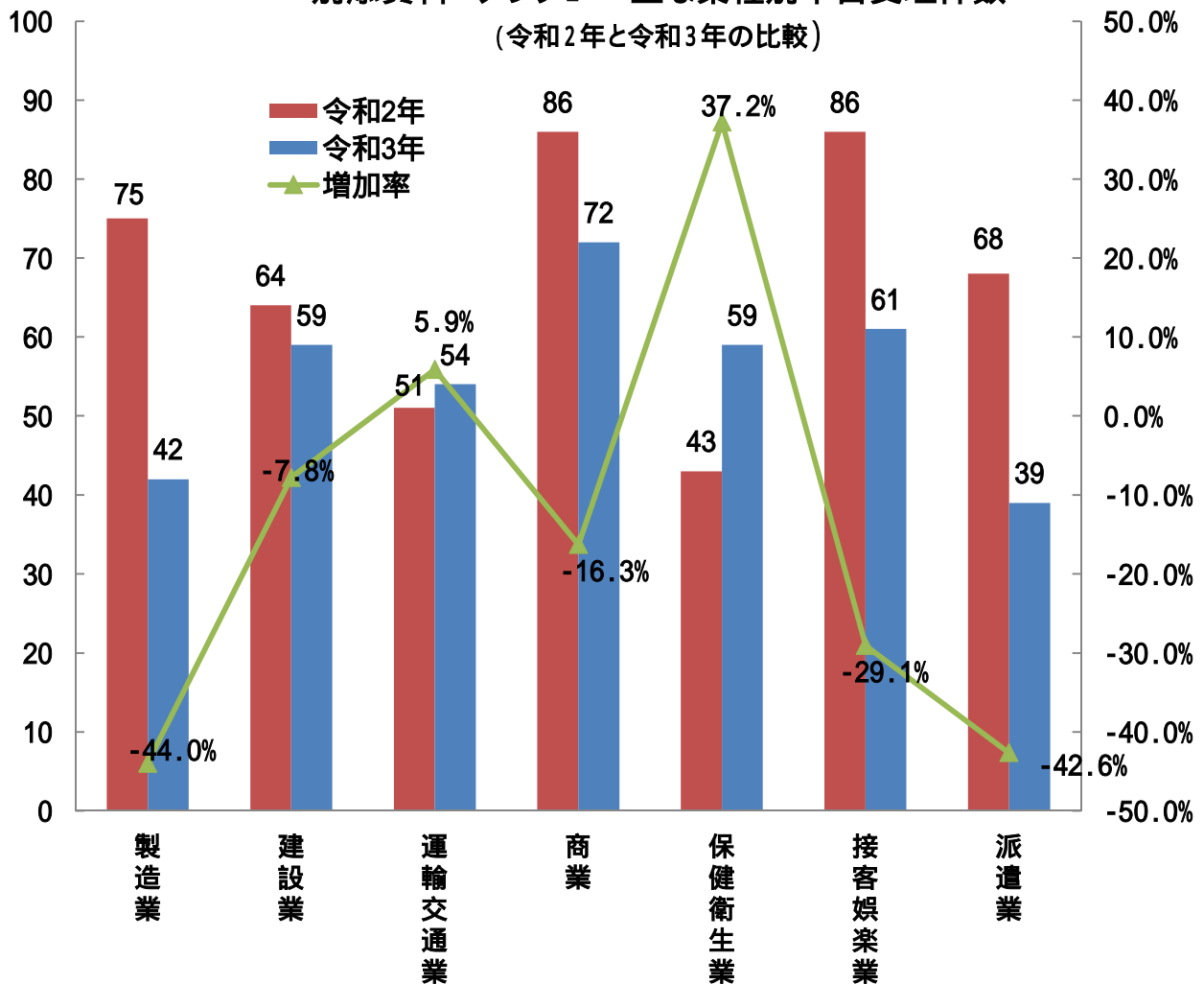
	年	立入調査等実施件数	違反率(%)	労働基準法等違反										労働安全衛生法違反									
				労働条件明示	賃金不払を含む	労働時間	休憩	休日	割増賃金	年次有給休暇	就業規則	法令等の周知義務	賃金台帳	衛生管理者	作業主任者	安全基準	衛生基準	措置文書の講ずべき	定期自主検査	安全衛生教育	健康診断	意図しての見聞の聴取	把持時間の状況
製造業	3	953	83.7%	17.4%	10.1%	26.3%	1.8%	1.6%	22.6%	19.0%	15.9%	3.4%	6.6%	9.0%	12.1%	31.5%	12.2%	0.0%	23.2%	6.8%	11.1%	29.5%	6.2%
	2	790	84.1%	20.1%	7.5%	24.8%	1.1%	1.3%	22.9%	5.3%	14.9%	5.6%	6.7%	9.0%	12.0%	29.7%	14.6%	0.0%	22.4%	6.7%	13.3%	28.2%	7.6%
鉱業 (主に採石業)	3	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2	3	100.0%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%
建設業	3	1,306	55.8%	1.6%	0.5%	2.7%	0.0%	0.1%	2.7%	1.8%	0.9%	0.2%	1.5%	0.3%	3.8%	26.8%	1.8%	10.3%	2.0%	0.3%	0.5%	2.8%	1.8%
	2	1,352	60.4%	1.8%	1.0%	3.5%	0.0%	0.7%	3.8%	1.2%	1.2%	0.1%	1.6%	0.4%	3.8%	30.8%	2.7%	9.7%	1.4%	0.4%	0.4%	2.9%	2.1%
運輸交通業	3	128	86.7%	21.1%	12.5%	54.7%	11.7%	0.8%	22.7%	16.4%	17.2%	6.3%	32.0%	6.3%	2.3%	15.6%	2.3%	0.0%	14.8%	2.3%	4.7%	35.9%	10.2%
	2	89	88.8%	27.0%	9.0%	65.2%	18.0%	3.4%	31.5%	14.6%	24.7%	12.4%	22.5%	13.5%	1.1%	20.2%	1.1%	0.0%	15.7%	0.0%	5.6%	37.1%	9.0%
貨物取扱	3	11	90.9%	9.1%	9.1%	36.4%	0.0%	0.0%	18.2%	9.1%	9.1%	0.0%	9.1%	9.1%	9.1%	36.4%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%
	2	6	83.3%	0.0%	83.3%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	83.3%
農林業	3	24	75.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	0.0%	16.7%	12.5%	12.5%	4.2%	4.2%
	2	28	53.6%	17.9%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%	10.7%	10.7%	0.0%	7.1%	0.0%	3.6%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	3.6%	7.1%	17.9%	10.7%
畜産・水産業	3	7	71.4%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.0%	14.3%	0.0%
	2	5	100.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	40.0%	20.0%	80.0%
商業	3	552	78.4%	13.9%	9.2%	17.2%	2.9%	4.2%	28.4%	22.5%	10.9%	3.3%	14.9%	4.2%	1.3%	5.1%	0.7%	0.0%	3.6%	0.9%	8.3%	29.0%	11.4%
	2	419	85.7%	27.9%	6.7%	26.0%	4.8%	3.8%	33.4%	11.5%	15.5%	2.9%	20.8%	1.7%	0.5%	4.5%	0.2%	0.0%	1.9%	0.7%	24.3%	27.0%	11.2%
金融広告業	3	21	61.9%	4.8%	4.8%	19.0%	4.8%	0.0%	0.0%	19.0%	14.3%	4.8%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	250.0%	23.8%
	2	15	86.7%	6.7%	0.0%	20.0%	26.7%	0.0%	46.7%	6.7%	6.7%	0.0%	20.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.3%	40.0%	33.3%
映画・演劇業	3	1	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	2	2	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
通信業	3	2	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	2	7	28.6%	14.3%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%
教育研究	3	60	80.0%	11.7%	8.3%	21.7%	3.3%	0.0%	45.0%	16.7%	10.0%	1.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.3%	41.7%	46.7%
	2	38	84.2%	26.3%	10.5%	26.3%	2.6%	2.6%	28.9%	13.2%	26.3%	0.0%	31.6%	10.5%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	47.4%	34.2%
保健衛生業	3	128	82.0%	10.9%	4.7%	22.7%	4.7%	0.8%	35.2%	20.3%	18.8%	0.8%	14.8%	10.2%	0.0%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.9%	24.2%	12.5%
	2	130	72.3%	7.7%	6.9%	23.8%	5.4%	1.5%	24.6%	11.5%	16.9%	0.8%	17.7%	3.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	24.6%	6.9%
接客娯楽業	3	204	81.4%	13.7%	2.9%	26.5%	9.3%	3.4%	35.8%	16.2%	29.9%	8.3%	25.0%	8.3%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.2%	13.7%	5.9%
	2	263	81.4%	27.4%	8.4%	31.9%	5.7%	6.1%	31.9%	8.7%	17.1%	2.3%	25.1%	1.9%	0.0%	1.5%	0.8%	0.0%	1.1%	0.4%	17.1%	12.9%	9.1%
清掃・と畜	3	43	76.7%	14.0%	4.7%	14.0%	0.0%	4.7%	27.9%	11.6%	11.6%	2.3%	14.0%	7.0%	0.0%	23.3%	0.0%	0.0%	14.0%	7.0%	2.3%	27.9%	18.6%
	2	39	79.5%	30.8%	7.7%	28.2%	0.0%	0.0%	20.5%	7.7%	28.2%	2.6%	5.1%	12.8%	0.0%	10.3%	2.6%	0.0%	0.0%	7.7%	20.5%	17.9%	12.8%
その他の事業 (派遣業など)	3	114	71.9%	17.5%	5.3%	23.7%	6.1%	1.8%	21.9%	15.8%	12.3%	0.9%	13.2%	9.6%	0.0%	2.6%	0.0%	0.9%	0.9%	0.9%	8.8%	21.1%	11.4%
	2	103	74.8%	17.5%	8.7%	39.8%	1.0%	1.9%	35.9%	6.8%	17.5%	1.9%	12.6%	3.9%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	18.4%	10.7%
全業種	3	3,555	71.8%	10.5%	5.7%	16.6%	2.3%	1.5%	17.4%	12.7%	10.2%	2.3%	8.8%	4.7%	5.0%	20.5%	4.1%	3.8%	8.4%	2.4%	6.4%	18.4%	6.8%
	2	3,289	73.3%	13.9%	4.9%	18.1%	2.2%	1.8%	17.7%	5.4%	10.2%	2.4%	9.5%	3.7%	4.6%	21.4%	4.8%	4.0%	6.9%	2.0%	9.0%	16.4%	6.8%

(注)違反事業場数を監督実施事業場数で除し、割合を%で示したものである。

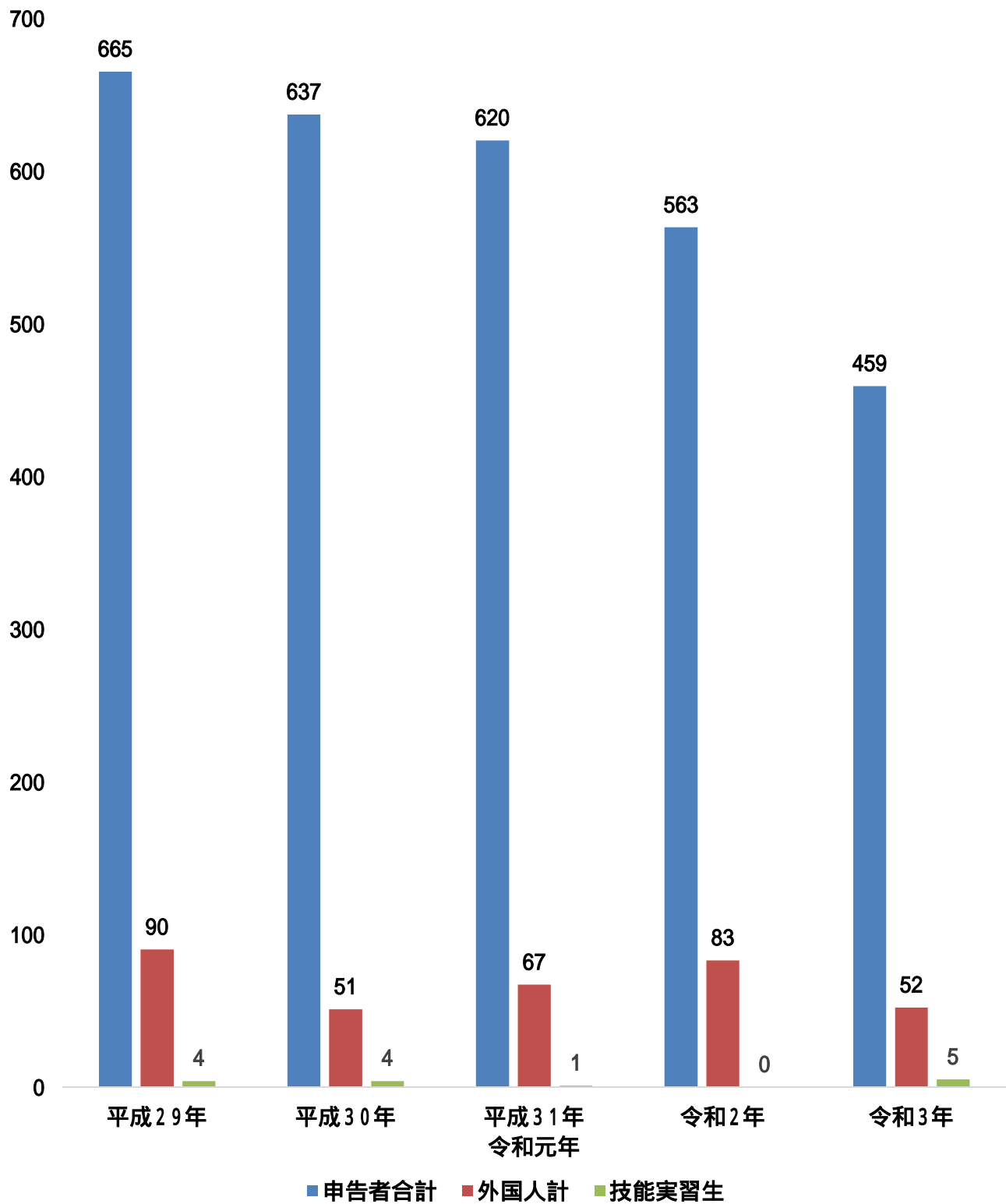
別添資料 グラフ1 新規申告受理件数の推移



別添資料 グラフ2 主な業種別申告受理件数
(令和2年と令和3年の比較)



別添資料 グラフ3 外国人労働者の申告状況



申告の事例

1 賃金不払

申告者は、警備員として勤務していたものであるが、新型コロナウイルス感染症り患を端に自己都合退職したものの、会社からの貸与装備品が返却されていないことを理由に最終所定賃金の全額不払となったもの。

《処理の経過》

貸与装備品等の不返却にかかる損害賠償については、民事的に別途請求することが可能な場合がありますが、労働基準法においては不返却を理由にする賃金の全額不払や一方的な賃金控除は認められないので理解を求めたところ、申告人同意のもとで不返却の貸与品相当額を除き賃金が支払われた。

なお、賃金総支給額から税金や社会保険料等の法令で定められているもの以外（例えば昼食代や寮費等）を控除する場合、労働者の過半数で組織する労働組合か、労働者の過半数を代表する者との労使協定が必要になります。

2 解雇

申告者は、荷役作業員として勤務していたものであるが、勤務中に運転していたフォークリフトを顧客のトラックにぶつけてしまい、それを知った代表者から「明日から要らない。クビだ。」等と言われ、同日をもって勤務を終えたものであるが、解雇予告手当の支払いがされなかったもの。

《処理の経過》

勤務中の過失による損害があるとしても、解雇予告にかかる法令については、故意等による労働者に帰すべき事案以外は、予告期間を30日間設けるか、期間を設けない場合は解雇予告手当の支払いが必要となる旨の指導を行ったところ、法定の解雇予告手当の支払いがされた。

3 休業手当の未払い

申告者は、派遣労働者として食品加工工場に派遣されていたものであるが、派遣元からの示されている所定労働日が、派遣先都合で工場の稼働が無くなった日について、派遣元に休業手当を求めたが、派遣先都合で休業したものは支払いをしないとされ、当該休業手当の支払いがなされなかったもの。

《処理の経過》

派遣先と派遣元間での所定労働日の通知、申告者への当該所定労働日の通知状況について詳細に確認を行い、あきらかな休業と認められた日数については、派遣先都合にかかわらず、派遣元で休業手当の支払いが必要となることの指導を行ったところ、かかる日数分の休業手当の支払いがされた。